

# 令和8年度コンプライアンス経営定着推進事業仕様書

## 1 目的

県内事業者（以下「事業者」）に対して公益通報者保護制度を普及するため、公益通報者保護制度推進員（以下「推進員」）を設置し、令和8年12月から施行される改正公益通報者保護法の内容も含めた制度の理解促進や、内部通報制度の実効性向上に向けた支援等を行う。

## 2 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 3 業務内容

次の業務を実施する。

### （1）推進員の設置

推進員の要件は、公益通報者保護法等の労働者の保護に関する法律に精通する者、企業会計や監査業務に精通する者又は事業者とのやり取りにおいて円滑に当該事業を遂行できる者とする。

### （2）経営トップの理解促進活動

組織の長や幹部に対して、制度の意義や改正法に伴う刑事罰等のリスク、企業価値向上への寄与についての理解を促し、経営幹部の主導による、より充実した内部通報制度の整備を促進するため、次の働きかけを行う。

- ・経営トップが集まる事業者団体の会合やセミナー等の場を捉えた制度の説明（10回以上、延べ150人程度）
- ・組織内周知に向けた必要な資料の提供や助言

### （3）内部通報制度の実効性向上に向けた支援

改正法への対応や多様な通報環境の整備を含めた内部通報制度の実効性向上のため、次の支援を行う。

- ・窓口設置義務のある全事業者に対する状況調査（法改正への対応状況や通報者保護の取組等の把握）
- ・窓口運用等に関する相談の受付及び助言
- ・窓口設置を検討する事業者等に対する窓口設置支援（必要な資料の提供や助言等）
- ・研修会の開催（5回以上）

### （4）公益通報者保護制度の周知啓発

改正法を含めた制度の周知啓発のため、次の取組を行う。

- ・チラシやポスター等の作成・配布
- ・SNSやWEBサイト等のソーシャルメディアを活用した広報

### （5）事業者への普及のための独自の取組

上記（1）～（4）のほか、公益通報者保護制度の普及のための独自の取組を提案し、実施すること。

#### 4 対象経費

対象経費は次のとおりとする。

##### (1) 人件費

推進員の人事費等（賃金、通勤手当及び社会保険料の事業主負担分）

※委託事業の従事分のみを対象とする。

##### (2) 事業費

ア 研修講師謝金、講師旅費、印刷製本費、広告宣伝費、会場借料、機器・物品等のレンタル・リース費、通信運搬費、消耗品費その他委託事業を実施するため県が必要と認める経費

※備品の購入は対象外となる。

※パソコン・ソフトウェア・OA機器・電話機等については、原則として、「レンタル・リース」による。

イ 旅費（公益通報者保護制度推進員の旅費）

##### (3) 一般管理費

（1）及び（2）の経費に係る消耗品等の経費

※上限額は（1）及び（2）の10%以内とする。

##### (4) 消費税及び地方消費税相当額

（1）、（2）及び（3）の経費に係る消費税及び地方消費税相当額

#### 5 その他

（1）本事業は国の「令和8年度地方消費者行政強化交付金」を活用して行われる事業であり、次のとおり、委託者が求める資料を提出しなければならない。

| 報告内容  | 報告時期 | 提出期限                    |
|-------|------|-------------------------|
| ①定期報告 | 四半期  | 令和8年7月末、10月末<br>令和9年1月末 |
| ②実績報告 | 年度末  | 令和9年3月19日               |
| ③完了報告 | 年度末  | 令和9年3月31日               |

※定期報告は四半期ごとに、実施又は実施予定の事業の概要のほか、事業実施の成果、研修会の実施内容、助言等の内容、推進員の事業従事内容と時間数、費用の報告などを記載すること。

※実績報告は委託業務期間最終日までの業務実績の見込みに加えて、事業実施による効果やあい路等の分析や提言を記載すること。

※完了報告には、委託業務期間の業務実績に加えて、事業費の証拠書類として、支払いのわかる書類を提出すること。

（2）本仕様書に定めが無い事項については、企画提案書の提案内容を踏まえ、県と受託者で協議の上、決定する。また、業務の実施にあたっては、県と十分協議した上で行うこと。